

第4章 ごみ処理基本計画

第1節 基本方針

近年の廃棄物行政における基本政策の一つは、「循環型社会形成の推進」であり、廃棄物等の発生を抑制し、排出された資源物の再利用、再利用困難物の適正処理をより一層計画的に推進し、天然資源の消費抑制、環境負荷への低減を図っていくことが強く求められている。

また、東日本大震災や東京電力福島第一原子力発電所の事故を契機として、住民の安全・安心に関する意識が高まっていることに加え、平成30年6月に発生した大阪府北部を震源とする地震や同年7月の豪雨、同年9月の台風21号による大規模災害等を踏まえ、「災害時の廃棄物処理システムの強靱化」、さらに「地球温暖化対策の強化」を加えた3つの基本政策を柱とした広域的な廃棄物処理・リサイクル施設の整備を図っていく必要がある。

したがって、本町としてもこれらを念頭におき、まず循環型社会形成を推進するために、以下の5つの基本方針を定めるものとする。

<環境への負荷の軽減を図る>

ごみの発生が少なくリサイクルの進んだ社会づくりを進め、環境への負荷をできる限り少なくした循環型社会形成の推進に向けた施策を展開する。

<4Rを基調とした施策を進める>

リフューズ（発生抑制）、リデュース（減量化）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用）の「4R」を中心に更なるごみの減量化・再資源化を促進し、適正なごみ処理体制の構築を図る。

<環境教育の充実を図る>

住民一人ひとりが、ごみを減らす工夫に心掛け、生活様式、活動様式等を見直す等、ごみ問題に対する住民意識を高め、「もったいない」の意識や自然・環境を愛する心を次世代に引き継ぐために、情報の提供や環境教育の充実を図る。

<住民・事業者・行政が協働してごみ処理に取り組む>

生産から流通、消費、廃棄に至るまで、環境への配慮をしながら、的確で効果的なごみ処理を進めるため、住民や事業者、そして町それぞれが担うべき役割や責任について、相互に理解を深め、力を合わせながら、ごみの減量や資源の有効活用に向け社会全体で協働して積極的に取り組む。

特に、町として、住民や事業者の模範となるよう公共施設ごみの排出抑制・再資源化に取り組む。

<安全・安心で確実な処理に取り組む>

住民の安全・安心に関する意識が高まっていること等を踏まえ、安全・安心がしっかりと確保された循環型社会を形成するための取り組みを進める。排出されるごみは、極力資源化や減量化・減容化等を図ることを念頭におき、ごみの種類に応じた効率的かつ適正な処理・処分に取り組む。

以上の基本方針に基づいて、今後、排出抑制・再資源化に関する施策を展開していくものとし、第2章ごみ処理の状況において分析した実績及び第3章ごみ量の予測にて予測した結果を踏まえ、この計画の具体的な数値目標を次のとおり見直して定める。

1. 家庭系ごみ発生量（集団回収量含む）

○594.2g/人・日【平成24年度比4%削減（変更無し）】

2. 事業系ごみ発生量

○2,987t/年【平成24年度比6%削減（見直し前10%）】

3. 公共施設ごみ発生量

○499t/年【平成24年度比11%削減（見直し前19%）】

4. 再生利用率

○16%【見直し前22%】

表4-1-1 国及び大阪府の目標値

国及び大阪府の目標				
項目	国（環境省）			大阪府
	廃棄物処理法の基本方針	循環型社会推進基本計画	廃棄物処理施設整備計画	大阪府循環型社会推進計画
策定年度	平成28年1月	平成30年6月	平成30年6月	平成28年6月
基準年度	平成24年度	平成12年度	—	平成26年度
目標年度	平成32年度	平成37年度	平成34年度	平成32年度
項目	①排出量 約12%削減 ②再生利用率 約27% ③最終処分量 約14%削減 ④1人1日当たりのごみの排出量 500g/人・日	①1人1日当たりのごみの排出量 =約850g/人・日 ②1人1日当たりの家庭系ごみ排出量 (集団回収量・資源ごみ等を除いた値) =約440g/人・日 ③事業系ごみ排出量 =約1,100万トン	①リサイクル率 27% ②一般廃棄物排出量 最終処分場の 残余年数 平成29年度の水準 (20年分)を維持する ③浄化槽整備区域内 の浄化槽人口普及率 70%	①一般廃棄物排出量 (事業系を含む) 278万トンに削減 H26 318万トン →H32 278万トン 1人1日当たりのごみの排出量 (集団回収・資源ごみ排出量を除く。) H26 461g/人・日 →H32 403g/人・日 ②再生利用率 H26 13.7% →H32 15.8% ③最終処分量 H26 39万トン →H32 32万トン

第2節 処理主体

本町におけるごみ処理主体は、現行体制を踏襲するものとし、表 4-2-1 に示すとおりとする。

表 4-2-1 ごみ処理主体

区分		収集・運搬	中間処理	最終処分
可燃ごみ		委託 許可 直営	直営	委託 (大阪湾広域臨海 環境整備センター)
資源ごみ	びん類 プラスチック製容器包装	委託 許可 直営	委託 (資源再生業者)	
	かん類 紙・衣類	委託 許可 直営	直営	
	小型家電	委託 直営	委託	
粗大・不燃ごみ		委託 許可 直営	直営	委託 (大阪湾広域臨海 環境整備センター)

表 4-2-2 収集・運搬委託及び許可業者

平成30年4月1日現在

業者名	松藤工業(株)		(有)中西興業		(有)日東興産	(株)興和	(株)奥野興業	(株)美濃ラボ
	委託	許可	委託	許可	許可	許可	許可	許可
可燃ごみ	○	○			○	○		
資源ごみ	○	○	○	○	○	○	○	
粗大・不燃ごみ	○	○	○	○	○	○	○	
その他								○

第3節 排出抑制・再資源化計画

1. 排出抑制・再資源化施策

本町では、循環型社会の実現に向け、以下に示すごみの排出抑制・再資源化に関する取り組みについて実践ならびに検討していく。

(1) 廃棄物減量等に関する組織運営

平成16年8月に設置し、住民、事業者が参画した「廃棄物減量等推進審議会」を適宜開催し、今後の廃棄物の減量等に関する施策を審議する。平成20年7月に立ち上げた「廃棄物減量等推進員（ごみゼロ推進員）」については、住民と行政との連絡役、地域におけるごみ減量化や分別排出の徹底に関する意識高揚を図るなどの活動を促進していくため、住民とともに研修会等を通じて活動ノウハウを提供するなど活動をサポートしていく。

(2) 広報・啓発活動の推進

住民、事業者に対してごみの排出抑制・再資源化ならびにごみ問題に関する意識や排出マナーの向上のために、主に以下の事項について、①～⑤の方法によって広報・啓発活動をより一層推進していく。

<主な広報・啓発事項>

- ごみの発生抑制やリサイクル
- ごみの分別区分・分別基準（新区分・新基準を含む。）
- 分別排出の徹底（資源ごみ抜き取り防止対策を含む。）
- 生ごみ処理機等購入費補助制度
- 地域における集団回収の推奨
- 食品ロスの抑制
- 特定家庭用機器廃棄物や適正処理困難物等の不適正処理の防止
- 不法投棄の防止（ポイ捨て禁止を含む。）

<広報・啓発活動の方法>

- ① 自治会掲示板、回覧板の活用
- ② 各種刊行物（広報紙、チラシ等）の配布
- ③ インターネットによる本町のごみ関連ホームページの利用
- ④ 副読本の配布

- ⑤ 不法投棄の防止、ポイ捨ての禁止、資源ごみ抜き取り行為禁止のためのパトロールの実施

(3) 環境教育の推進

ごみの排出抑制や再資源化に関する意識の高揚を図るため、学校等での副読本を活用した環境教育やごみ処理施設の見学会等を実施する。また、環境教育の一環として、環境フェスティバル等のイベントや環境教育セミナーの開催等により学習機会を引き続き創出していく。

平成 23 年の法改正によって環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（平成 15 年法律第 130 号。）の中に、環境保全活動の主たる目的として「循環型社会の形成」が明示されたことなどを受け、学校・地域における循環型社会形成の推進に向けた環境保全等の更なる推進を図っていく。

(4) 資源ごみ分別収集の推進

ごみの再資源化をより一層促進するため、排出者（住民、事業者）に対し、資源ごみの分別排出について協力を求める。排出者の分別意識が減退しないように、資源ごみの抜き取り防止対策として不定期にパトロールを実施する。また、資源化率向上のため、自治会、子供会等で行われている集団回収を推奨する。

その他紙製容器包装の資源ごみ分別については、適切な時期に効果的な導入ができるよう、引き続き検討する。

小型家電については、熊取町役場、煉瓦館、駅下にぎわい館、熊取図書館、ひまわりドーム、環境センターに回収ボックスを設置しており今後も引き続き回収を実施するとともに、回収ボックスの設置場所の増設等についても検討する。

(5) 生ごみの自家処理促進

生ごみ処理用機器（生ごみ堆肥化容器、生ごみ処理機等）による自家処理は、ごみ減量化・リサイクルの有効な手段である。したがって、「生ごみ処理機等購入費補助制度」については、生ごみの自家処理が広くかつ効果的に実践されるよう、さらなる普及啓発を進める。

(6) 粗大・不燃ごみ有料制（電話申込制）の運用

粗大・不燃ごみの有料制度については、引き続き制度の趣旨や排出方法等を普及啓発する。また、排出の利便性向上のための高齢者や障がい者等の世帯を対象とした運び出しサポートやインターネット申込みを継続する。小型不燃ごみの排出方法として、役場と駅下にぎわい館及び協力3店舗での拠点回収を実施している。なお、当該制度による減量効果を見極め、制度の見直しについても適宜検討する。

(7) 可燃ごみ有料制（指定袋制）の運用

ごみの減量化（食材の使い切りや食べ残しをしない等の食品ロス抑制のPR、生ごみの水きりのPR等）・再資源化を促進するとともに、ごみ処理コスト意識の醸成や分別排出の徹底を図るため、可燃ごみ有料制（指定袋制）を維持する。

また、可燃ごみ排出量が増加した場合には、手数料の値上げを検討する必要があることから、指定袋制による減量効果を見極め、制度の見直しについても、適宜検討する。

(8) 包装廃棄物の減量

包装廃棄物の減量を図るため、事業者に対しては、過剰包装の自粛要請やマイバッグキャンペーンの自発的取り組みを促進させるとともに、レジ袋有料化等の協力を要請する。また、住民に対しては、買い物の際に買い物かごやマイバッグを持参するよう協力を求める。

このように、住民や事業者の双方による取り組みを促すことで、包装廃棄物がより一層削減されるよう施策の展開を図る。

(9) 再生品の使用促進及び使い捨て品の使用抑制

消費者（住民、事業者）に対して、再生品の積極的な使用、使い捨て品（ワンウェイ容器等）の使用抑制について広報等を通じて協力を求めている。また、環境センターに持ち込まれた粗大ごみを有効活用するために住民に提供し、「もったいない」という意識の醸成を図っていく。

(10) 容器等の店頭回収の促進

スーパー、商店等における、発泡トレイや飲料用容器等の店頭回収を推奨するとともに、住民に対しても店頭回収に協力するよう求める。

(11) 庁舎等における排出抑制

役場及び公共施設から排出されるごみの抑制を図り、ごみの再資源化をより一層促進するため、職員に対し啓蒙・啓発・教育・指導を実施する。

包装廃棄物の減量を図るために、マイバッグ使用を勧め、その他、ペーパーレス化や物品等の長期使用に努めるとともに、再生品を使用した事務用品、コピー用紙、トイレットペーパー等の積極的な使用を図っていく。

(12) 事業者に対する減量化要請とごみ処理手数料の見直し

事業系ごみの減量化・再資源化を促進するために、排出状況の把握に努めるとともに、事業所の減量化実施計画の作成指導を通じて、自己処理の徹底や計画的な排出抑制対策を図るよう要請していく。また、経済的側面からごみの排出抑制を推進するため、ごみ処理手数料の定期的な見直しを行う。

さらに、再資源化の促進が持続的に図られる特定のごみに関しては、事業者からの要請に応じて、廃棄物処理法施行規則第2条及び第2条の3に規定される、「再生利用指定制度」を適用し、魚あらや剪定枝などのリサイクルを促進する。なお、魚あらについては、大阪府内市町村等で構成する大阪府魚腸骨処理対策協議会の決定により食品リサイクル法に基づき国の登録を受け、府内で魚あらの再生利用を行う唯一の事業者で、本町が搬入先と認めた小島養殖漁業生産組合において資源化を図ることを要請する。

2. 住民・事業者・行政の役割

排出抑制・再資源化施策の実践にあたっては、住民・事業者・行政の三者がそれぞれの立場で相互に協力していくことが重要であることから、三者が密接に連携することを念頭に置き、表4-3-1に示すそれぞれの役割を果たして、ごみの排出抑制・再資源化に取り組んでいく。

表4-3-1 住民・事業者・行政の役割(1/2)

施策	行政	住民	事業者
(1) 廃棄物減量等に関する組織運営	<ul style="list-style-type: none"> ・審議会の運営 ・推進員活動の支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・審議会への参画 ・推進員活動への理解と協力 	<ul style="list-style-type: none"> ・審議会への参画
(2) 広報・啓発活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・各種媒体を活用した広報、啓発活動の強化 ・パトロールの実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・広報、啓発内容の理解と認識 	<ul style="list-style-type: none"> ・広報、啓発内容の理解と認識
(3) 環境教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・副読本の作成 ・ごみ処理施設見学会の実施 ・環境イベントや環境教育セミナーの開催等 	<ul style="list-style-type: none"> ・副読本の活用 ・学習機会の利用 	<ul style="list-style-type: none"> ・副読本の活用 ・学習機会の利用
(4) 資源ごみ分別収集の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・分別収集の広報 ・収集運搬体制の整備 ・対象品目の資源化 ・資源化ルートの確保と整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・分別排出の徹底 ・集団回収の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・分別排出の徹底 ・事業者自ら資源化ルートの開拓 ・資源物の積極的受入
(5) 生ごみの自家処理促進	<ul style="list-style-type: none"> ・住民と事業者への広報 	<ul style="list-style-type: none"> ・生ごみ処理用機器の活用、適正な維持管理、継続的な使用 ・生ごみの排出抑制 ・堆肥の活用 	<ul style="list-style-type: none"> ・食品リサイクル法による取組（食品関連事業者）
(6) 粗大・不燃ごみ有料制（電話申込制）の運用	<ul style="list-style-type: none"> ・制度の趣旨と排出方法の啓発 ・ごみ処理手数料の徴収（処理券、指定袋の作成・販売） ・拠点回収の追加 ・排出方法等見直しの検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・制度の趣旨理解 ・適正排出 ・ごみ処理手数料の負担（処理券、指定袋の購入） 	

表 4-3-1 住民・事業者・行政の役割 (2/2)

区分 施策	行政	住民	事業者
(7) 可燃ごみ有料制 (指定袋制)の 運用	<ul style="list-style-type: none"> ・有料制度の広報啓発 ・ごみ処理手数料の徴収 (指定袋の作成・販売) ・制度見直しの検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・指定袋による排出 ・ごみ処理手数料の負担 (指定袋の購入) 	
(8) 包装廃棄物の減 量	<ul style="list-style-type: none"> ・店舗等の自発的取り組みの支援 ・店舗等へレジ袋有料化等の協力要請 ・住民に対する買い物かご、マイバッグ持参の協力要請 	<ul style="list-style-type: none"> ・過剰包装の拒否 ・買い物かご、マイバッグの使用 ・店舗等への協力 	<ul style="list-style-type: none"> ・簡易包装の推進 ・リサイクルを考慮した包装容器の選定 ・梱包方法の工夫 ・不要な梱包材の回収再生利用
(9) 再生品の使用促進及び使い捨て品の使用抑制	<ul style="list-style-type: none"> ・住民と事業者への再生品使用の要請 ・フリーマーケット等の開催や支援 ・リユース品提供事業の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・再生品の使用 ・フリーマーケット等への積極的参加や活用 	<ul style="list-style-type: none"> (一般事業所) ・事務用品等の再生品使用 ・従業員の教育と指導 (小売業者) ・包装資材等への再生品使用 (製造業者) ・原材料における再生品の使用 ・商品の材質表示 ・リサイクルが容易な商品の開発と販売
(10) 容器等の店頭回収の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・店舗等での店頭回収の要請 	<ul style="list-style-type: none"> ・店舗等への協力 	<ul style="list-style-type: none"> ・店頭回収の実施
(11) 庁舎等における排出抑制	<ul style="list-style-type: none"> ・関係者の意識改革 ・過剰包装の拒否 ・マイバッグの使用 ・職員への教育と指導 ・事務用品等の再生品使用 		
(12) 事業者に対する減量化指導の徹底とごみ処理手数料の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・減量化実施計画の対象事業者の把握 ・減量化の指導 ・ごみ処理手数料の定期的な見直し ・減量化の成果確認 ・再資源化が持続的に図られるごみの減量化や再資源化の促進 		<ul style="list-style-type: none"> ・減量化実施計画の作成 ・計画の実践 ・処理手数料の負担 ・ごみの再資源化の促進

第4節 分別収集計画

1. 計画目標

本町では、最終処分量の低減、環境保全、資源の有効利用等の観点から、リサイクルの必要性や法体系の動向等を考慮して、町全域を対象に資源ごみ分別収集を実施し、その対象品目も拡大してきた。しかしながら、さらに資源ごみ分別収集の効果を上げるためには、施策を長期にわたり継続していくとともに、現状のシステムを改善、再構築していくことが求められる。

したがって、容器包装リサイクル法への対応も含め、全住民の参加・協力が可能で、かつ市況の低迷が続く中でも継続可能な資源ごみ分別収集体制の整備を目指すものとする。

2. 分別区分

その他紙製容器包装については、可能な範囲で分別拡大の検討を行う。

ごみの分別区分を表4-4-1に示す。

表4-4-1 ごみの分別区分（計画目標年次：平成35年度時点）

分別区分		ごみの種類
可燃ごみ		台所の生ごみ、その他燃えるごみ
資源ごみ	かん類	空き缶、びんのふた（金属製）
	びん類	空きびん
	紙類	新聞、本、ダンボール、紙パック その他紙製容器包装
	衣類	古着（綿、毛糸、合成繊維、皮革）
	ペットボトル	ペットボトル
	プラスチック製容器包装	プラスチック製容器包装（発泡トレイ、プラスチック製ボトル類含む）
	小型家電	携帯電話、ラジオ、デジタルカメラ、音響機械器具、ノートパソコン等
粗大ごみ		家具類、家電製品（小型家電及び家電リサイクル法指定品目を除く）、その他（自転車、傘、木等）
不燃ごみ		せともの類、ガラス類、その他（スプーン、包丁等）

注）下線は、新規分別対象品目。

3. 資源ごみ分別収集量

平成 29 年度、35 年度における資源ごみ分別収集量は、表 4-4-2 に示すとおりである。

表4-4-2 資源ごみ分別収集量の見込み

単位：t/年

区分	年度	実績	予測
		H29	H35
ごみ排出量	資源ごみ（家庭ごみ集団回収量含まない。）	1,187	1,175
	かん類	84	80
	びん類	295	275
	紙・衣類	288	287
	ペットボトル	139	141
	プラスチック製容器包装	380	388
	小型家電	1	4
	資源ごみ（家庭ごみ集団回収量含む。）	1,884	1,986
	家庭ごみ集団回収	697	811
	ごみ排出量（家庭ごみ集団回収量含まない。）	12,582	11,883
ごみ排出量（家庭ごみ集団回収量含む。）	13,279	12,694	

注1) 資源ごみ量は、家庭ごみ、事業系ごみ及び公共施設ごみの合計値。

注2) ごみ排出量は、家庭ごみ、事業系ごみ及び公共施設ごみの可燃、粗大・不燃、資源ごみの合計値。

4. 分別収集及び再生利用促進の方策

リサイクルシステム構築のためには、資源ごみの再生利用が円滑に行われることが重要である。また、資源ごみのリサイクルシステム構築後もその定着を図ることによって、循環型社会の具体化を図る必要がある。

本町では、リサイクルシステムを構築していくにあたり、住民、事業者、再生業者それぞれの役割を認識したうえで、相互の協力・連携を図りつつ、次の事項について配慮するものとする。

(1) 分別収集

安定した資源再生ルートを確保するためには、分別収集されるものの品質向上に努める必要があることから、ごみ排出ルールをより明確にした「ごみの分け方・出し方」（改訂版）を活用した啓発活動を通じて、分別収集への協力及び理解を求めていく。また、回収された資源物は、より高い分別基準に適合させていくものとする。

(2) 再商品化製品等の需要拡大

分別収集された資源ごみを確実に再商品化するためには、再商品化により得られたもの（再商品化製品等）の需要を拡大する必要がある。このため、各種広報や啓発活動の展開で需要の拡大を図る。

第5節 ごみの適正処理計画

1. 収集・運搬計画

(1) 計画目標

ごみの収集・運搬は、ごみ処理事業における住民との接点であり、排出されたごみを生活環境の保全上支障がないよう中間処理施設あるいは最終処分場まで搬入する手段として位置付けられる。また、収集・運搬は多くの経費を要する部分であることから、ごみ量やごみ質の変化に対応して収集・運搬体制を整備する必要がある。

したがって、本計画においては、ごみの発生・排出状況及び処理処分方法に即した住民サービスの適正化及び処理コストの分析等を通じて、合理的、効率的な収集・運搬体制の整備を目指すものとする。

(2) 収集区域

本町の計画収集区域は、現行どおり行政区域内全域とする。

(3) 収集・運搬の方法

収集・運搬の方法（収集頻度、収集方式等）は収集・運搬に係る経費、生活環境、住民サービスに関係する。特に収集頻度については、各家庭での保管スペース等に配慮して設定する必要がある。また、効率的な住民サービスやごみ発生量の抑制、経済的負担等を考慮して計画することも必要である。

そこで、今後減少傾向となるごみ排出量を踏まえ、収集・運搬については表4-2-2に示す現在の委託業者・2者、許可業者・6者体制の保持を前提として適正かつ効率的な収集・運搬体制の構築に向け、適宜検証を行うほか、周辺環境に配慮した低公害車の導入についても引き続き検討する。

以上を考慮した計画目標年次における収集・運搬体制は、表4-5-1に示すとおりとする。

表4-5-1 収集・運搬体制（計画目標年次：平成 35 年度）

区 分		収集頻度	主体	収集方式
家庭ごみ	可燃ごみ	週 2 回	委託	ステーション
	資源ごみ（プラスチック製容器包装）	週 1 回		
	資源ごみ（上記以外）	月 2 回		
	小型家電	随時 （拠点回収）	委託 直営	拠点回収
	粗大・不燃ごみ	随時 （電話申込）	委託	原則戸別収集
事業系ごみ	可燃ごみ	随時	許可	戸別収集
	資源ごみ			
	粗大・不燃ごみ			
公共施設ごみ	可燃ごみ	週 3 回	委託	個別収集
	生ごみ その他			
	資源ごみ	月 2 回	直営	
	粗大・不燃ごみ	週 1 回		
直接搬入ごみ		随時	排出者	—

(4) 収集・運搬の量

本町の収集・運搬計画量は、表 4-5-2 に示すとおりである。

表4-5-2 収集・運搬計画量

単位：t/年

年度	家庭ごみ				事業系ごみ				公共施設ごみ			
	可燃	資源	粗大・不燃	計	可燃	資源	粗大・不燃	計	可燃	資源	粗大・不燃	計
H25	6,908	1,122	945	8,975	2,837	67	130	3,034	424	40	48	512
H26	6,905	1,116	973	8,994	2,899	71	146	3,116	449	35	66	550
H27	6,872	1,161	1,050	9,083	2,969	71	141	3,181	456	40	60	556
H28	6,761	1,132	1,034	8,927	3,049	64	132	3,245	445	34	56	535
H29	6,833	1,105	960	8,898	2,948	50	116	3,114	448	32	90	570
H30	6,784	1,109	921	8,814	2,928	54	125	3,107	435	32	90	557
H31	6,703	1,113	919	8,735	2,908	51	124	3,083	425	31	90	546
H32	6,627	1,111	913	8,651	2,888	49	123	3,060	415	30	90	535
H33	6,548	1,111	905	8,564	2,868	46	121	3,035	405	29	90	524
H34	6,470	1,111	898	8,479	2,848	44	119	3,011	395	28	90	513
H35	6,392	1,106	892	8,390	2,830	42	119	2,991	385	27	90	502

2. 中間処理計画

(1) 計画目標

排出されるごみは、可能な限り分別収集等によって再資源化することを前提とするが、それでもなお中間処理を行う必要があるごみについては、その量及び性状に適した中間処理を行うものとし、これを計画目標とする。

また、現有施設の耐用年数、維持管理や改修費用等を踏まえ、ごみ処理の広域化について検討した結果、平成 42 年度からのごみ処理の広域化を

目指し、泉佐野市上之郷地区を予定地とした新施設建設に向け、泉佐野市田尻町清掃施設組合と連携して事務処理を進めることとする。

(2) 中間処理の方法

現在、本町では、焼却、破碎・選別等の中間処理により排出されるごみを適正に処理していることから、将来においても現行体制を踏襲し、以下のとおりの中間処理を行っていくものとする。

可燃ごみ→焼却

粗大・不燃ごみ、資源ごみ（かん類）→破碎・選別

また、破碎残渣ならびに資源化不適物等の処理残渣（不燃物残渣を除く。）については、焼却による最終処分量の減量化・減容化を図るものとする。

なお、びん類、紙・衣類、ペットボトル、プラスチック製容器包装については、ストックヤードに保管した後、資源再生業者に引き渡すものとする。

また、小型家電の中間処理については、委託する。

(3) 中間処理の量

本町の中間処理計画量は、表 4-5-3、表 4-5-4 に示すとおりである。

表4-5-3 中間処理計画量（焼却処理施設）

単位：t/年

項目	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35
可燃ごみ	10,169	10,253	10,297	10,255	10,229	10,147	10,036	9,930	9,821	9,713	9,607
破碎残渣	991	1,065	1,099	1,072	1,007	1,002	999	992	983	974	969
選別残渣	85	106	86	72	65	82	82	82	82	82	82
焼却量計	11,245	11,424	11,482	11,399	11,301	11,231	11,117	11,004	10,886	10,769	10,658

表 4-5-4 中間処理計画量（焼却処理以外の施設）

単位：t/年

項目		H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35
粗大ごみ処理施設	処理量											
	かん類	96	93	94	86	84	87	87	86	84	83	80
	粗大・不燃ごみ	1,123	1,185	1,251	1,222	1,166	1,136	1,133	1,126	1,116	1,107	1,101
	計	1,219	1,278	1,345	1,308	1,250	1,221	1,218	1,209	1,197	1,186	1,177
	処理内訳											
	有価物	228	213	245	235	226	219	218	218	214	212	208
	鉄類	130	129	156	153	139	135	134	134	132	131	130
スチール缶	79	66	69	61	61	64	64	64	62	62	59	
アルミ類	19	18	20	21	26	20	20	20	20	19	19	
破碎残渣	992	1,065	1,100	1,073	1,024	1,002	999	992	983	974	969	
選別施設	処理量（プラ類）	518	516	541	531	521	524	527	527	528	528	529
	資源物	433	410	455	459	458	442	445	445	446	446	447
	ペットボトル	110	111	101	122	122	119	119	119	119	119	120
	プラ製容器包装	323	299	354	337	336	323.3	325.9	325.9	326.7	326.7	326.7
	選別残渣	85.0	106.0	86.0	72.0	63.0	81.3	82.0	82.0	82.2	82.2	82.4
	処理量（びん類）	323	314	316	305	295	294.0	292.0	287.0	284.0	279.0	275.0
	資源物	212	211	207	200	174	187.0	185.7	182.5	180.6	177.5	174.9
びん類	212	211	207	200	174	187.0	185.7	182.5	180.6	177.5	174.9	
選別残渣	121	110	109	105	120	107.0	106.3	104.5	103.4	101.5	100.1	
ストックヤード施設	292	297	321	306	288	288	287	287	287	289	287	
紙・衣類	292	297	321	306	288	288	287	287	287	289	287	
委託	小型家電	-	1	1	1	1	2	2	3	3	4	4

(4) 中間処理後の資源化量

焼却後に回収される鉄類、粗大ごみ処理施設で回収される鉄・アルミ類や資源物（びん、紙・衣類、ペットボトル、プラスチック製容器包装）は、表 4-5-5 に示すとおりである。

表 4-5-5 資源化計画量

単位: t/年

項目	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35
総排出量	12,521	12,660	12,820	12,707	12,582	12,478	12,364	12,246	12,123	12,003	11,883
資源化物											
鉄類	144.0	143.0	173.0	170.0	155.0	150.0	149.0	147.0	147.0	146.0	145.0
スチール缶	79.0	66.0	69.0	61.0	61.0	64.4	64.4	63.7	62.2	61.5	59.2
アルミ類	19.0	18.0	20.0	21.0	26.0	20.1	20.1	19.9	19.5	19.2	18.5
ペットボトル	110.0	111.0	101.0	122.0	123.0	119.1	119.1	119.1	119.1	119.1	119.9
プラスチック製容器包装	323.0	299.0	354.0	337.0	333.0	323.3	325.9	325.9	326.7	326.7	326.7
びん類	212.0	211.0	207.0	200.0	174.0	189.7	188.4	185.2	183.3	180.1	177.5
紙・衣類	341.0	329.0	330.0	312.0	296.0	307.7	306.8	306.8	306.8	308.8	306.8
新聞	98.0	95.0	99.0	93.0	81.0	89.1	88.8	88.8	88.8	89.4	88.8
本	59.0	41.0	44.0	42.0	45.0	44.3	44.2	44.2	44.2	44.5	44.2
ダンボール	111.0	123.0	108.0	99.0	95.0	102.6	102.3	102.3	102.3	103.0	102.3
衣類	65.0	66.0	75.0	75.0	72.0	67.5	67.3	67.3	67.3	67.7	67.3
紙パック	8.0	4.0	4.0	3.0	3.0	4.2	4.2	4.2	4.2	4.2	4.2
繊維容器包装	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
小型家電	-	1	1	1	1	2	2	3	3	4	4
合計	1,228.0	1,178.0	1,255.0	1,224.0	1,169.0	1,176.3	1,175.7	1,170.6	1,167.6	1,165.4	1,157.6
資源化率 (%)	9.8	9.3	9.8	9.6	9.3	9.4	9.5	9.6	9.6	9.7	9.7
集団回収量	914	725	772	742	697	774	781	789	796	803	811
資源化率 (%) 集団回収考慮	15.9%	14.2%	14.9%	14.6%	14.1%	14.7%	14.9%	15.0%	15.2%	15.4%	15.5%

注) 鉄・アルミ類：不燃ごみ及び粗大ごみから回収されるもの。
資源物：資源ごみから回収されるもの。

3. 最終処分計画

(1) 計画目標

本町では、中間処理後の焼却残渣、不燃物及び不燃残渣（資源再生業者から返送される資源化不適物）の埋立処分を大阪湾広域臨海環境整備センターに委託している。本町内に新規最終処分場を建設することは、用地確保等の面から容易でないため、今後も資源化・排出抑制施策の推進による中間処理量の減量化によって、最終処分量の低減化に努めることを目標とする。

(2) 最終処分の方法

上述したとおり、当面は焼却残渣、不燃物及び不燃残渣について、現行どおり大阪湾広域臨海環境整備センターでの埋立処分を継続していくものとする。

なお、最終処分量の大幅な削減が可能となる焼却残渣の熔融処理ならびに有効利用に関する技術動向について、調査・研究していくものとする。

(3) 最終処分量

本町の最終処分計画量は、表 4-5-6 に示すとおりである。

表 4-5-6 最終処分計画量

単位：t/年

	内訳	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	備考
最終 処分 量	焼却残渣	943	911	930	973	902	925	916	907	897	887	878	炉から
	不燃物	493	480	519	509	492	510	505	500	494	489	484	炉から
	資源化不適物	121	110	109	105	120	107	106	104	103	102	100	資源再生業者からの返送分
	計	1,557	1,501	1,558	1,587	1,514	1,542	1,527	1,511	1,495	1,478	1,462	

第6節 その他ごみ処理に関し必要な事項

1. 特別管理一般廃棄物

廃棄物処理法では、爆発性、毒性、感染性及びその他の人の健康または生活環境に悪影響を及ぼすおそれがある廃棄物として、以下のものが特別管理一般廃棄物として指定されている。

- 廃電化製品に含まれるPCBを使用した部品
- 焼却炉集じん灰
- 感染性一般廃棄物

これらの特別管理一般廃棄物は排出された時点から、それ以外の廃棄物とは区別して、保管、収集、運搬、再生、処分に至るまでの管理を特別に強化することが必要である。

(1) 廃電化製品に含まれるPCBを使用した部品

PCBを含んだ廃電化製品は電器製品小売店を通じての引き取り処分を依頼することを原則とするが、持ち込まれたPCBを使用した部品については、まとまった時点で特別管理廃棄物処理業者に処分を委託する。

(2) 焼却炉集じん灰

環境センターの集じん施設で集められたばいじんは、焼却灰と分離排出、分離貯留し、以下のような方法で処理する必要がある。

- ① 熔融固化
- ② セメント固化
- ③ 薬剤処理
- ④ 酸抽出処理
- ⑤ 焼成処理

(3) 感染性一般廃棄物

医療系の廃棄物を「全て感染性廃棄物」と考える必要はないが、感染性廃棄物とそれ以外の廃棄物に分別することを徹底させる必要がある。このため病院、診療所では感染性病原体が含まれるか、若しくは付着している廃棄物（感染性廃棄物）とそれ以外の廃棄物を区分して排出するよう求める必要がある。また、感染性廃棄物については、排出事業者に対して、法的規制に基づく適正処分の徹底を図る必要がある。

2. 処理困難物への対応

廃タイヤ等の適正処理困難物、特別管理一般廃棄物、有害ごみ等については、環境センターでの適正な中間処理が困難であることから、製造業者や販売店等にこれらの引き取りを要請する等、処理ルート確保に努めるとともに、排出者に対しては、適正な排出方法に関して、広報等により周知徹底を図っていくものとする。

3. スtockヤードの効率的運用等

環境センターにおける貯留スペースにおいて、今後も、品目毎に貯留状況の変化に対応した施設管理を行っていく。

4. 不法投棄・不適正処理対策

不法投棄・不適正処理を未然に防ぐため、府・近隣自治体・警察等による対策連絡会を通して情報交換を行いながらパトロールや監視カメラによる監視を行うとともに、定期的な清掃や看板等を設置して、不法投棄が行われないような環境づくりを推進していく。

5. 災害対策

大規模災害発生時においても円滑に廃棄物の処理を実施するため、堺市以南の自治体間で締結している「一般廃棄物（ごみ）処理に係る相互支援基本協定」に基づき対応することとし、その他地域での大規模災害発生時についても可能な範囲で協力していく。

また、災害ごみの収集等については、災害ボランティアとの協力体制など

についても含め、関係方面との連携等も盛り込み、「災害廃棄物処理基本計画」を別途策定する。